

令和元（2019）年度第2回多治見市人権施策推進指針策定委員会議事録

日 時：令和元（2019）年6月24日（月）

13:30～15:30

場 所：多治見市駅北庁舎4階第1会議室

出席委員： 榎澤幸広（委員長）、三宅和世（副委員長）、木股孝一、大島香穂里、
（敬称略） 平尾末弘、熊崎健一、福田康仁、春田正孝

欠席委員： 佐藤秀樹
（敬称略）

事務局： 環境文化部長：若尾浩好、くらし人権課：前田あゆみ、渡邊絵鯉夏
升田由香

1 はじめに

- (1) 環境文化部長より挨拶
- (2) 委員自己紹介
- (3) 会議及び議事録の取扱いについて

2 議題

- (1) 改定の方向性について
- (2) 多治見市らしさを掲げる箇所について （資料1-①～⑥）
- (3) 国・県の人権施策との整合性について
- (4) 冊子の校正内容等について
 - ・第1章の基本理念、共通認識等について
 - ・巻末の関係法令資料の掲載ページの変更について
 - ・その他修正を必要とするところ
- (5) その他

次回委員会開催日について 候補日：9月30日（月）

【議事要旨】

【議題1】 改定の方向性について

- 事務局 （説明：改定の方向性について）
- 委員長 議題1について意見や質問はないか。意見がないようなので、議題2へ進める。

【議題2】 多治見市らしさを掲げる箇所について

- 事務局 （説明：資料1-①）
- 委員長 資料1全体の総括的な説明を受けるより、1つのテーマごとにタイトル等考えていったほうがよいと思う。まずは同和問題のタイトルについて検討していく。委員から意見はないか。

- 委員 感想的な意見であるが、同和問題は行政用語と説明があった。自分が学生の時は、「部落差別」と聞いており、行政が携わったから「同和問題」へと切り替わったかと思っていた。「部落差別」という言葉の響きが、差別のようにも感じるのだが。
- 事務局 同和地区に用いられている「同和」は、同和対策事業の指定の際に用いられた用語で、「部落差別」の差別問題は、その指定を受けた地区以外でも起きている。よって、同和問題(部落差別)と表記するほうが適切なのではないかと考えている。
- 委員 広くとらえるという意味で部落差別を併記するということか。
- 事務局 そうである。
- 委員長 他に意見はないか。
- 委員 「同和問題」という表記を残す理由はあるのか。「部落差別」だけではいけないのか。
- 事務局 今回この「同和問題」に「部落差別」を併記することや、他の柱の名称を国や県の名称と違う表記にすることについて、県へ確認をしたところ同じものが望ましいとの回答であった。
- 委員 その「同和問題」を残して欲しいという回答は、差別を受けている人達の団体が言っているのか、県としての回答なのか。
- 事務局 県としての回答である。
- 委員長 他に意見はないか。
- 委員 今後、検討していく視点は国ないし県の流れをまずは踏まえたうえで、整合性を大前提として考えていくということか。
- 事務局 大きく変更することは難しいと考えている。
- 委員長 他に意見はないか。このような形でひとつずつ検討していく。各議題の検討が過ぎた後に振り返っての議論となっても構わないので、意見を出していただきたい。では、議題「アイヌの人々の人権」について、事務局から説明願う。
- 事務局 (説明：資料 1-②)
- 委員長 「アイヌの人々の人権」のタイトルについて検討していく。委員から意見はないか。
- 委員 アイヌとはひとつの固有の人種を指しているのか。昔の日本にいた民族に、クマソという民族がいたと聞くが、アイヌ民族だけをとりえると他の民族のことは触れなくてよいのだろうかと思う。
- 委員長 琉球民族は先住民族であるという議論がある。国連のほうではNGOの方々が提案している話である。委員の意見は重要だと思う。前回の委員会で、アイヌ民族に関する法律が施行されたことを踏まえて提案した件である。平等を推進するためにやっているものなので、例えば「先住民族に対する人権」とすることも案のひとつだと考える。他に先住者という言葉もあるが、先住民族の人達が後から移

住した者に侵略され追いやられていった歴史もある。先住民族に限定して考える必要があると考え、委員の言う考えと同じイメージができた。

他に意見はないか。ないようであるため、次の議題、「感染症患者等の人権」について、事務局から説明願う。

○事務局（説明：資料 1-③-1、2、3）

○委員長 「感染症患者等の人権」のタイトルについて検討していく。委員から意見はないか。

○委員 過去に宮古島へ行った際にハンセン病療養施設を知る機会があり、やはり現地では元患者さんと言っていた。しかし、ごく少数であるがまだ治療中の患者さんもいるようだった。患者という言葉を使わないのであれば、熊本県の指針名称のように回復者という表現になるのかとも思う。

○委員長 他に意見、感想はないか。

○委員 「等」の指す意味は、治療中の患者さんを指す意味ととらえてよいか。

○事務局 そうである。

○委員 治っていない人は「等」ということか。

○事務局 そうである。

○委員長 他に意見、感想はないか。この後の議題の、「犯罪被害者及びその家族の人権」との整合性の話にもつながることだが、ハンセン病者のご家族が裁判で訴訟提起されている。その判決が 28 日に出る予定となっている。ハンセン病を患った本人への人権侵害は大変ひどいもので、家族への人権侵害もあった。人権の分野別柱全般において、当事者に加えて、「関係する家族」とすることも考えていく必要があるのではないかと思う。県や国の指針の本文の中では、人権侵害を受けた本人と家族と表記されているが、人権侵害を受けている被害者は誰なのかを明確に示すためにはタイトル表記することがよいように思う。特に、ハンセン病の人権の表現において、家族の人権も合わせて表記することを提案する。

他に意見はないか。ないようであるため、次の議題「刑を終えて出所した人の人権」について、事務局から説明願う。

○事務局（説明：資料 1-④）

○委員長 「刑を終えて出所した人の人権」のタイトルについて検討していく。委員から意見はないか。

○副委員長 これまでの話にあったように、このタイトルにも家族への人権侵害があるとして表記したほうがよいのではないかと思う。

○委員長 他の委員からの意見はないか。

○委員 関わりをもった人と表現することで、対象がひろがることはよいように思うが、関わった人というと裁判官や警察官など広がりすぎてしまうようにも思う。

○委員長 前回の委員会で、私が触れたところについて、具体的な表現がイメージで

きていない。例えば、受刑者の人権はもちろん大事であるが、受刑者以外は刑の確定の段階で分けることはどうだろうか。

メディア報道だけの問題ではなく、逮捕された時点で犯罪者であるかのように扱われてしまうこともある。

副委員長が言われたように、メディア報道を受けた家族も被害に巻き込まれ、第二次的な被害となる可能性もある。逮捕イコール悪人という扱いが問題である。場合にもよるが、次の議題の「インターネットによる人権侵害」にも入る話である。メディア報道をふまえたネット民達が、情報を拡散していく。最近の報道では非公開となってきた情報であるのに、一部のネット民によって実名、住所、個人を特定されてしまうことが起きている。全体の冊子のバランスにもよるが、被疑者・被告人の人権、受刑者・出所者の人権と分けられるとよいと思う。

先の議題になるが、「インターネットによる人権侵害」のところは、メディア・インターネットを通じた人権侵害とすることを提案する。

○委員長 他の委員からの意見はないか。ないようであるため、次の議題「犯罪被害者等の人権」について、事務局から説明願う。

○事務局 (説明)

○委員長 「犯罪被害者等の人権」のタイトルについて検討していく。委員から意見はないか。

○委員 メディア報道によって、家族だけではなく親戚関係にも被害が及んでしまっている。実際、私達もそのメディア報道を見ている側の者である。実際、警察が逮捕したとなると、そう思ってしまうところがある。今、取組んでいる人権指針は、罰則を設けるわけではないので、効果としてはどうなのだろうと思うところがある。被害者の家族も守らなくてはいけないが、加害者の家族も守らなければいけないと思う。刑が確定するまでは、犯罪者ではないということを認識させなくてはならないと思う。

○委員長 本来の日本国憲法が示している被疑者被告人の人権の意味が全く浸透していない。メディア報道自体が問題の可能性もあるが、犯罪関係はまず警察が発表するので警察が実名発表してしまえば、報道される可能性がある。実は、警察が実名発表しなければ匿名になる可能性もある。まわりのちょっとした動きが当事者やその家族に被害を与えてしまっている。メディアにおいて、不起訴になった人を匿名で報道することが問題である。逮捕された時は実名で報道されていたが、その後不起訴になり匿名で報道されても、新聞等で情報を得ている人には繋がりがわからない。記事の扱いも小さい。本来は、刑事手続きの流れがあって、最初の逮捕は、あくまで警察が疑いをかけて、ある程度の証拠がそろったから逮捕となっているだけである。それだけに特化して、その後の流れを踏まえていない。これは、教育の部分もあると思う。先ほどの委員の意見を何か展開できるとよいと思う。他の委員から意見はないか。ないようであるため、次の議題「インターネットによる人権侵

害」について、事務局から説明願う。

○事務局（説明）

○委員長 「インターネットによる人権侵害」について検討していく。委員から意見はないか。

○委員 タイトルの付け方は、多くは人権、以外には人権侵害、語尾の体裁上の問題と、どういう視点で柱の名称をつけるのか。インターネットの柱については、語尾が「人権」よりも「人権侵害」のほうが適しているように思う。他の柱の名称の、雇用や災害のところは語尾が問題となっている。そのあたりはどうか。

○事務局 各委員からの意見をいただいて、大きく表現が変わる名称については、整合性という点で、岐阜県の施策担当課へ参考意見を聞きたいと考えている。

○委員長 他の委員から意見はないか。

○委員 人権、人権侵害、人権問題という表現について、自分なりの整理としては、解消すべき問題が顕在化しているものについては、侵害、問題という文言が付いていて、子どもの人権、女性の人権は広く推し進めていかななくてはいけないものという捉え方で人権という文言で止めてあるのではないかと思う。

○委員 2点確認する。県に確認する必要はあるのか。

○事務局 柱の整合性がどの程度を指すのか判断ができなかったため確認した。法務省の掲げる重点課題の柱があり、県の柱があり、それらとほぼ近いようなものであることが、整合を図るといような説明を受け、そのように理解した。

○委員 根拠法は何か。

○委員長 人権施策推進指針の冊子 63 頁から 64 頁に記載されている、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」である。

○委員 了解した。もう 1 点の質問であるが、インターネットの柱だけ括りが違う。他の分類は、女性、子ども、高齢者というある特定の集団、差別を受けている属性を指している。これだけは方法論であるので、方法論が紛れてしまうと表現として整合性がとれないのは仕方がないことだと思う。例えば、一番後ろに表記するという方法はどうか。女性、子ども、高齢者、ハンセン病でもインターネットの人権侵害はありうることである。

○委員長 委員の話に関連することだが、もし統一するのであればという点で、質問する。インターネットを通じた人権侵害は具体的にどういう内容であるか。どこまでインターネットによる人権侵害を含むかによって、対象者が変わる。

自身が思い浮かべるのは、例えばリベンジポルノや犯罪被害者の情報をネット拡散するといったもの。ネットを通じた被害者ということでもとめるのであれば、ネット被害者の人権と捉えることができるのではないかと考える。他の委員から意見はないか。過ぎた議題についての意見でもよい。ないようであるため、次の議題「性同一性障がい、性的指向の異なる人への人権」について、事務局から説明願う。

○事務局（説明）

○委員 新しい言葉「性別不合」はやめたほうがよいと思う。少数者という表現も悩ましく思う。

○委員 L G B Tの割合が11人に1人いると聞いた。その数値からすれば、少数ではないと思う。当たり前時代になってきているのではないか。

○委員長 他の委員から意見はないか。

○委員 2案あるが、少数者という表現は数の問題という印象を与えてしまうのではないか。マイノリティのほうは、数だけではなくて、見方や考え方みたいなものも限定されるというニュアンスを感じとりやすいので、内容が反映しやすいのはマイノリティのほうだと思う。

○委員 少数者という言葉にひっかかりを感じる。少ないのだからというふうになってはいけないと思う。

○委員長 他の委員から意見はないか。

○委員 私も少数者という言葉はわかりにくいと思う。

○委員長 少数者という訳が専門家の間でも議論になっている。私はマイノリティという言葉を使う。少数者というと、委員からの意見と同様に数の問題だと捉えられる可能性がある。私がマイノリティという言葉を使うのは、その社会で抑圧され排除されている、居場所を与えられていないなどの点を含むと考えるためであって、同性愛者の婚姻の訴訟での当事者の訴えがその一例であると考え。事務局案で言えば、性的マイノリティのほうが良いように思うが、世間ではL G B Tという言葉のほうが浸透しているように思う。場合によっては、L G B Tの人権、岐阜県関市が市の取り組みにおいてL G B Tと使用していることから、L G B Tをつかうのも方法のひとつではないかと思う。他の委員から意見はないか。ないようであるため、次の議題「ホームレス状態にある人の人権」について、事務局から説明願う。

○事務局 (説明)

○委員長 「ホームレス状態にある人の人権」について検討していく。委員から意見はないか。

○委員 前回の委員会を欠席したので、確認する。資産がないことが悪いのかという議論があったということか。

○委員長 これについては、私が発言した。ホームレスという言葉から考えると、家がないという状況である。財産を持っている、持っていないということが差別に当たらないだろうかという話をした。特に、ホームレスの人は、住所がないため投票に行けないと公職選挙法で定められている。日本国憲法の44条では、資格要件を求める時には財産による差別を禁じている。なので、路上生活者や野宿者という表現のほうがよいのではないかと提案した。

○委員 ホームレスでよいのではないか。ハウスレスではないのであるから。家があるかないかではなくて、ホームレスは拠点があるかという言葉である。ホームレスのホームは財産としての家ではなくて、生活の拠点たる家がないから路上で

生活しているとか、駅舎で生活しているということであって、財産の有無とは違う気がする。

- 委員長 生活の拠点で議論になる。路上で生活しているのなら、路上が生活の拠点になるはずであるが、そこを住所登録できない。アメリカの一部の地域では、80年代に登録したケースがあり、例えば、公民館の住所で住所登録し、そこで郵便物を受け取って投票に行くことができる。
- 委員 公職選挙法の制度としてはそうであるが、そこが問題なのだろうか。
- 委員長 委員から何か案があれば提案願う。
- 委員 事務局案の注釈を入れたとしても、結論はあまり変わらないと思う。
- 委員長 突き詰めていけばそういうことも考えなければならぬだろうかという提案である。事務局は資料①-6として法律を提示しているので、今回は、この資料に基づき統一するというのも一つの方向性だと思う。ただ、より何かを厳密に考えていって当事者に沿うという方向性にしていくことは大事だと思う。自身は、路上生活者の方と関わりがあったので、提案させていただいた形である。
他の委員から意見はないか。
- 委員 ホームレスの方は、選挙権がないのだろうか。
- 委員長 選挙権はある。
- 委員 住所はあって、戸籍から消えたわけではないという理解でよいか。
- 委員長 その場所が登録されていないということである。
- 委員 例えば、住所登録をしてある場所からいなくなった場合はどうか。
- 委員長 難しいのは、例えば、ネット難民と呼ばれる方は、そこで生活していくしかなくて、お金がなくなれば路上で生活していくしかない状況になる。
- 委員 戸籍上はどうなのか。
- 委員 委員の発言の意図は、必ず最初に住所がどこかにあったはずだ。本人がどこに居ようとも、法律上必ず住所はどこかにあって、選挙権があるのではないということだよいか。
- 委員 そうである。
- 委員 現実的には、その場所に居ないと職権消除ということが起きる。例えば、私が自分の家を所有し、自営業・国民健康保険に加入し、そこに住所があると仮定した場合。自営業に失敗して、住民票をそのままにして失踪し続けているとする。国民健康保険は滞納になっていく。滞納を解消するために、本人がそこにいるのかどうか確認をする。そして、いないと確定した場合は、住民票は消されてしまう。結果、日本国籍はあっても、住所はどこにも存在しないということになる。そのため、どこの選挙人名簿にも載らず、投票することができない。選挙権はあるけれども、選挙人名簿には載っていないということになる。
- 委員 死亡したわけでもなく、そうになってしまうのか。
- 委員 生存しているであろうが、どの市役所の選挙人名簿にも載っていないことになる。ホームレスではなくても、DVでも期間が長くなれば起きうることだと思う。

- 委員 市民課業務に従事したことがある職員なら経験があることであるが、委員の発言のとおり、選挙人名簿に登録されていないと投票ができない。
- 委員 国勢調査でも対象外となってしまうのか。
- 委員 国勢調査は、実際そこにいることを把握していくもので法律上の所在というより、実際そこに何人いるのか等を把握するための実施するものである。
- 委員 ホームレスの方に調査はいくのか。
- 委員 ホームレスはどうだろうか。
- 委員 現住所の名簿があって、それに基づいて配布されているのではないか。
- 委員長 そういう方は、住所がない方ためあらゆる権利が実現しない。
- 委員 ホームレスをどう捉えたらよいだろうか。家に住んでいてもホームレスということはあるか。
- 委員 選挙権のことを問題にするのであれば、きちんとした家に住んでいてホームレスということはある。
- 委員 路上生活をしているからホームレスだと限定されないという理解でよいか。
- 委員 選挙権のことだけを捉えておかしいというのか。その人の生活の有り様をみて、それが健康で文化的な生活であるかと議論するのとでは、全く話が違う。
- 委員 この場合は、家じゃないところに住んでいる人のことをさすということではないか。
- 委員長 私は委員と同じ理解をしている。事務局はどう理解しているか。
- 事務局 委員長と同じである。
- 委員 ホームレスの印象はこのようであると思う。きちんとした家に住んでいてホームレスは考えにくいと思う。
- 委員 ホームレス法の表記の「故なく」という表現は、そのまま活用しないほうがよいと思う。
- 委員 法律の構成がいかかと思う。なぜそこに住まなくてはならなくなったのか、理由は当然あるわけであるから、「故あって」なのだと思う。
- 委員長 委員の意見に沿った場合は、注釈を記さないことが適切であると思うが、事務局としてはどうか。
- 事務局 注釈は記さないこととする。
- 委員長 他の委員からの意見はないか。ないようであるため、次の議題「人身取引被害者の人権」について、事務局から説明願う。

- 事務局 (説明)
- 委員長 「人身取引被害者(トラフィッキング)の人権」のタイトルについて検討していく。委員から意見はないか。ないようであるため、次の議題「東日本大震災に起因する人権問題」について、事務局から説明願う。

- 事務局 (説明)

- 委員長 「東日本大震災に起因する人権問題」のタイトルについて検討していく。委員から意見はないか。
- 委員 この案「災害等に伴う人権問題」というタイトルは、前回の委員会の意見を受けてのことだと思うが、具体的なイメージが浮かばないのだがどのようなものか。
- 事務局 前回の委員会での意見を受けての案であるが、災害等とは、人権の配慮以外の風評被害を含めた意味として提案した。また、災害の起きた地区名を付けることで、その場所限定の人権問題ととらえられてしまうのではないかと考え地域名を削除した。
- 委員 東日本大震災に関して言えば、今でも近くの漁港でとれた魚介類を敬遠し輸入してもらえないということがあるようだ。こういった風評被害のことであるか。
- 事務局 そうである。
- 委員 一般的な災害で人権侵害はあるか。東日本大震災の場合は、被災し学校を転校した小学生が、原子力発電所の被害に関連づけられて差別されたという話は聞いている。一般的な災害で一時避難した時に、人権問題は起きないように思うのだが。実際どうなのだろうか。
- 委員長 私が、前回の委員会で発言したことと関連している。100年前の関東大震災を実例として話をした。井戸に外国人が毒を投げ入れたとか、暴動を起こしたとか、そこから1923年の関東大震災の時に虐殺が始まった。今は、ネットも進化し情報もある程度正確なものになるかと思ったら、同じようなネット被害が生じている。そうすると、その地域限定ではなく、人に対する人権侵害の話に繋がると思う。そういうケースが今も起きている。
- 委員 阪神淡路大震災でもあったのか。
- 委員長 調べればおそらくあったと思われる。熊本でもあったと思う。そういう民族的な話だけではなくて、ライオンが逃げたなどのデマに基づく問題が繰り返し起きている。100年前のケースのように虐殺にまで繋がったような悲惨なことは近年起きていないのかもしれない。しかし、災害の緊急時には、タガが外れる可能性がある。そこに、知識がないと舞い戻る可能性があるのではないかと思う。デマを信用してしまう。そういう話を、前回の委員会でさせてもらった。
- 委員 当時よりも、今の方がもっと情報が拡散するかもしれないと思う。
- 委員長 広がる可能性はあると思う。他の委員から意見はないか。再度、委員に確認する。事務局から「同和問題」から「東日本大震災に起因する人権問題」までの、柱タイトルの提案説明があったが、意見、感想はないか。
- 委員 カッコ付で「人身取引被害者（トラフィッキング）」はカッコ付で良いと思うが、「同和問題（部落差別）」という場合のカッコ付の表現が適切なのだろうか。先ほどの事務局からの説明では、同和問題と部落差別の言葉を使い分けて説明していたと思う。同和問題・部落差別などの表現はどうか。
- 事務局 了承した。県にも参考意見を聞いてみる。
- 委員長 他の委員から意見はないか。ひとつ全体的な確認をしたい。今回の会議の

中で委員から当事者の視点について意見があったと思う。

○委員 同和問題の時である。

○委員長 この話は、全体的に繋がる話だと思う。事務局からの説明では、国や県の方向性という説明があったが、一番大事なのは当事者の方がどう呼ばれたいかだと思う。例えば、先住民族であるアイヌの人々の人権のアイヌという用語である。これは、本土の人間に一時的であるが、差別的な用語として使われ、例えば、「あ、犬が来た」と言われたことがある。アイヌという言葉自体は人を表していて、アイヌネノアンアイヌというと人間らしい人間を意味していて、ある意味誇らしい言葉であったはずなのに、蔑称として使われたことによって使えなくなってしまった。そういったことから、アイヌ協会の名称をウタリ協会と一時変更している。ただ、最近、その蔑称の意味が薄れてきたことなどから、2009年にアイヌ協会へ戻した経緯がある。その人達が本当に望んでいる言葉であるかどうか大切に思う。確か10月頃にパブリックコメントを求めるところがあったと思う。パブリックコメントの求め方もあるかと思うが、特に当事者の方は、もちろん匿名であってかまわないがどういう名称を求めているのかという質問が必要なのかと思う。委員から、県からの方向性で良いのかという意見があったと思う。

○委員 確かに、県や国との文章に合わせる必要があるのか、お伺いを立てる必要があるのかという意見を述べた。

○委員長 委員の意見に同感で、一番は当事者が望む言葉だと思う。それが多治見らしさに繋がると思う。他の委員から意見はないか。ないようであるため、次の議題「柱の分類案」について、事務局から説明願う。

○事務局 (説明)

○委員長 「柱の分類案」について検討していく。委員から意見はないか。

私が緊急時の人権として提案したことであるが、災害等に伴う人権問題という括りであれば、そここのところに挙げることもできるかと思う。最後のところで、女性の人権、高齢者への配慮という点を考えなければいけないということに触れてもらうという方法もあるのかもしれない。

○委員 分類案を作ることになった理由は、柱を活用できるものとするということではないか。

○事務局 そうである。

○委員 分類案1の方が使いやすいと思うが、柱の全体を見ると人を対象としたもの、場面を対象としたものが混じっている。場面を対象にすることと同じだと思う。災害時に、女性や高齢者に対してどう対応すると言っているのと一緒であると思う。ただ単にこの表を人と場面でマトリックスに組んでいくことなのではないか。分類しなくても、従来どおり柱を立ててしまえばよいのではないかと思える。であれば、分類案2でどういうふうに施策に展開していくのか、個人の人権問題を解消するためにアファーマティブ・アクションかけましようという議論をしていく

のか、社会的な関係として問題があるから啓発して変えていくしかないのか、社会制度そのものを力技で変えていこうとするのかというような政策展開として見ていく場合は分類案2のほうがよいのではないか。

- 委員長 たじみらしさを考え、自分が現場調査で見聞きした話からも、分類案1を提案した。やはり、緊急時においては、色んな人権問題が出てくる。そこについては、市役所のほうですすでに取り組みられていることではあるが、より意識してもらうためにということで提案した。他の委員の意見はどうか。
- 委員 はっきり分けるのは難しいと思う。
- 事務局 (補足説明)
- 委員長 他の委員から意見はないか。この場で決定する事項は、提案だけでよいか。それとも、従来通りとするか、または分類案1、2のいずれかを決定したほうがよいか。
- 事務局 この会議で決定を願う。
- 委員長 了承した。選択肢としては、従来どおりか、分類案という項目を設けるか、文章の中に分類案を盛り込むのかの3点でよいか。
- 事務局 そのとおり
- 委員長 時間を設けたほうがよいか。次回に持ち越すことは可能か。
- 事務局 スケジュール的に厳しいので、この会議で決定願う。
- 委員 具体的にイメージしたいが、例えば分類案1に決定した場合、どう変わるのか。
- 事務局 分類案を表示するのであれば、前回の冊子4頁にある体系図が、市民に一番見ていただけたらと思うので、そこに人権施策の全体像を載せたいと考えている。分類案を表示しないのであれば、分野別施策の文章の中に盛り込みたいと考えている。
- 委員 例えば、この体系図が3分類されるようなイメージでよいか。
- 事務局 そうである。
- 委員 文章だけの分類なら不要だが、この体系図から見るのであれば、分類があったほうがよいと思う。
- 委員長 選択肢を確認する。1点目は従来どおりとする。2点目は、分類案の該当する柱の下あたりに、強調する視点を記載する。3点目は、体系図と文書にも盛り込む。委員はこのいずれかの案に挙手願う。2点目、3点目の挙手が同数となったので、一度事務局で持ち帰り、一番反映できる方法でたたき台を作成願う。
- 事務局 了承。
- 委員長 続けて議案3「国・県の人権施策との整合性について」事務局から説明願う。
- 事務局 (説明)
- 委員長 この方向性で進めてよいか。
- 全委員 了承。

- 委員長 次に議案4「冊子の校正内容等について」事務局から説明願う。
- 事務局 (説明)
- 委員長 委員から意見はないか。
- 委員 冊子の10頁の「配偶者等に対する暴力の根絶」のところの文章に、DVしか記載がないが、モラハラ等の記載がないがいかがか。
- 事務局 前回の策定当時は、ハラスメント用語として用いられることが少なかったと思われる。今回は、取入れたいと考えている。
- 委員長 他の委員から意見はないか。
- 委員 関係法令資料の掲載頁は66頁から先のことであるか。
- 事務局 56頁からである。
- 委員 56頁から65頁まではどこに載せるのか、どれかに限った話ではないから、載せるのはここしかないのではないか。
- 事務局 例えば、人権を考える時に知っておくべき日本国憲法が冊子の巻末にあるのがどうかと考えて伺った。
- 委員 66頁から先の関連法規は、それぞれのところに載せたほうが読みやすいように思う。
- 委員長 私が提案したことだが、世界人権宣言や日本国憲法と関連法令との関係性が分かりにくいから、読む方が分かるように一段落でも説明してもらえるとよいという意図である。
- 委員 図でも文章でもよいから、何故このような話が出てくるのか前段のところを整理しておくというだけでよいか。
- 委員長 その通りである。
- 委員 関係法令資料の掲載は、委員はそれぞれの頁という話であったが、どうしても必ず見てもらって考えてもらいたいことと、関心があったら見ていくというふうに分けると、それぞれの柱建ての頁に関連法は何頁と記載をしておけば見てもらえるのではないか。逆に頁ごとに法律があると読みづらいのではないか。
- 委員長 前の議題になるが、「第1章の基本理念、共通認識等について」、ダイジェスト版のオレンジ色の頁のところになるが、委員から意見はないか。
- 委員からの意見がないようなので、私の意見を述べる。岐阜県の指針に「よく生き合う」という言葉が突然出てくる。説明もなく巻末で「よく生き合う」についての説明書きがある。自身は憲法が専門なので、「よく生き合う」という言葉を知らないだけかもしれないが、イメージが湧きにくい。人権は、生まれた時から人間らしく生きる権利があり、個性が発揮できるように人生設計できるという人権の出発点であるとする、よく生き合うことも大事だが、前提は個人としての存在である。であるため、基本理念の基本的な人権が侵されることなくということはとても重要だと思う。しかし、共通認識で話が変わってしまっているように思う。人権とは、個人が尊重されたうえでという前置きがなく、お互いを思いやるという相互関係の重要性を先に言ってしまっている。思いやりという言葉も、大事だと思うがこれは

力関係の問題が出てきて、思いやりに力関係がない時は、双方が対等な関係である場合である。専門家の間でも、思いやりは力関係のない対等な関係であることについて議論されることがある。そうすると、「思いやり」の言葉の前に、それぞれの存在を認識し合うという部分がないと、思いやりが成り立たないのではないかと思う。委員から議案4について意見はないか。ないようなので、次回の委員会について事務局から説明願う。

- 事務局（説明）次回委員会開催日について 9月30日（月）13：30から 駅北庁舎4階第2会議室
- 委員長 これをもって、第2回多治見市人権施策推進指針策定委員会を終了する。